

## 指定強化選手選出評価基準

(目的)

第1条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けてJPCの選手強化活動事業を円滑に進めるため、日本ろう者スキー協会アルペンスキーチーム（以降、ASチームという）指定強化選手の評価方法について基準を定める。

(適用範囲)

第2条 本規定は、ASチームに所属している指定強化選手に適用する。ただし、ジュニア指定強化選手を除く。

(評価方法)

第3条 別途定める日本ろう者スキー協会指定強化選手選出規定に基づき、直近の冬季デフリンピック、世界ろう者アルペンスキー選手権大会（以降、世界大会）の成績をベースに、強化活動の実施状況等を加点・減点することで選手を公平に評価し、指定強化選手のランク指定を決定する。

(2) 前項で評価した指定強化選手のランク指定は、第三者から見ても納得性のあるものでなければならない。

(評価期間並びにランク公表方法)

第4条 前条の評価期間を前年度の4月1日から翌年3月31日までとし、アスリート委員会において指定強化選手の強化ランクを公表しなければならない。

(世界大会)

第5条 世界大会は、次の2種類とする。

(ア) 冬季デフリンピック

(イ) 世界ろう者アルペンスキー選手権大会

ポイント概算は下表のとおり（最高 +70 P、最低 0 P）

成績	ポイント
金メダル	70 P
銀メダル	60 P
銅メダル	50 P
ベスト 8 以内	30 P
ベスト 16 以内	10 P
出場 ※	0 P

※ 現時点で予選なしに世界大会に出場できるため 0P とする（2021年現在）

(評価対象)

第6条 評価の対象とするものは、次の6項目とする。

(1) 強化合宿の参加状況

指定強化選手の強化合宿参加状況を参加率に概算して評価する。評価の対象となる強化事業は、当該年度のアスリート委員会で指定強化選手に公表しなければならない。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +10 P、最低 -10 P)

強化合宿参加率	ポイント
80% 以上	10 P
60 ~ 79%	5 P
40 ~ 59%	0 P
20 ~ 39%	-5 P
20% 未満	-10 P

(2) 選手の態度

前項の強化合宿に参加した指定強化選手の態度を(ア)礼儀正しさ、(イ)規律性、(ウ)責任感、(エ)協調性、(オ)積極性を強化合宿毎にそれぞれ5段階で評価、年間の平均ポイントを算出した後に(ア)～(オ)の平均点を採用する。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +10 P、最低 -10 P)

評価項目	A 評価 優れている	B 評価 良い	C 評価 ふつう	D 評価 劣る	E 評価 悪い
(ア)礼儀正しさ	10 P	5 P	0 P	-5 P	-10 P
(イ)規律性	10 P	5 P	0 P	-5 P	-10 P
(ウ)責任感	10 P	5 P	0 P	-5 P	-10 P
(エ)協調性	10 P	5 P	0 P	-5 P	-10 P
(オ)積極性	10 P	5 P	0 P	-5 P	-10 P

※ 5段階で評価する際に、考慮すべき点は次の通り

【加点要素】

- ✓ チームの模範選手としてチームを引っ張った
- ✓ ムードメーカーとして他の選手に良い刺激を与えた
- ✓ 選手として大会等で活躍し、他競技団体に明るい影響を与えた
- ✓ 強化合宿、大会等に積極的に参加した
- ✓ 強化合宿において、練習に集中することでテーマを克服することができた

【減点要素】

- ✓ チームの約束事を破り、チームに迷惑をかけた
- ✓ 監督やコーチの指示に従わない等、チームとしての規律を乱した
- ✓ チームに対して迷惑行為をした
- ✓ 已む得ない理由を除き、強化合宿に参加しなかった
- ✓ 強化合宿において、練習に集中しなかった

(3) 強化合宿参加レポート提出状況

前(1)項の強化合宿に参加した指定強化選手の強化合宿参加レポート提出状況を提出率に概算して評価する。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +10 P、最低 -10 P)

レポート提出率	ポイント
90% 以上	10 P
80 ~ 89%	5 P
70 ~ 79%	0 P
60 ~ 69%	-5 P
60% 未満	-10 P

(4) 強化試合の結果

指定強化選手が出場する強化試合の成績を評価する。評価の対象となる強化試合は、JSCに申告するKPI対象試合とし、当該年度のアスリート委員会で指定強化選手に公表しなければならない。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +30 P、最低 0 P)

成績	ポイント
金メダル	30 P
銀メダル	25 P
銅メダル	20 P
ベスト 8 以内	15 P
ベスト 16 以内	10 P
出場	0 P

(5) 自主トレーニングレポート提出状況

強化指定選手の自主的トレーニング力、文章作成スキル向上を目的に、トレーニング提出状況を提出率に概算して評価する。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +10 P、最低 0 P)

レポート提出率	ポイント
100% (毎月分)	10 P
50% (5ヶ月分以上)	5 P
50% 未満 (5ヶ月分未満)	0 P

(6) 強化合宿以外での選手の態度

指定強化選手としての自覚を持ってもらうべく、強化合宿以外での活動面、素行面をそれぞれの概要に合わせて概算して評価する。なお、報告期限を年度末までに設定の上、代表および強化責任者へ報告があった場合とする。

ポイント概算は下表のとおり (最高 +5P、最低 -10 P)

概要	ポイント
講演会活動、デフリンピック啓発活動への積極的な参加があった場合	5 P
メディカルチェック、国際大会派遣積立金※等のASチームからの依頼対応がない場合	-5 P
懲戒処分相当の対象となった場合 (1回につき)	-10 P

※ 国際大会派遣積立金を指定強化選手自ら管理すると報告があった場合を除く

(強化ランク指定)

第7条 強化指定選手の強化ランク指定の計算方法は次のとおりとする。

第5条で規定する世界大会の成績評価基準で算出したポイントをベースに、第6条で規定する強化活動実施状況評価基準で算出したポイントをそれぞれ加点・減点した合計ポイントに対して、下表から強化ランクを決定する。

【計算方法】

合計ポイント = 世界大会成績ポイント + 強化活動実施状況評価ポイント

合計ポイント	ランク
76 P 以上	A指定選手
56 ~ 75 P	B指定選手
36 ~ 55 P	C指定選手
35 P 未満	D指定選手

(新規加入強化指定選手の強化ランク指定)

第8条 新規加入強化指定選手の強化ランク指定は、みなしCまたはDランクからスタートさせるものとし、それらの区別は前年度の出場した大会および大会結果に対して、下表から強化ランクを決定する。

出場大会および大会結果	ランク
各都道府県の予選を突破し、インターハイ、全国中学校大会、国体等の全国大会に出場した場合	C指定選手
上記に該当しない場合	D指定選手

(規格外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、上部団体の日本ろう者スキー協会で行われた定款、諸規定に従い、チーム代表、強化責任者、強化スタッフで決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、上部団体の理事会の議決による。

(細則)

第11条 この基準の施行について必要な細則は、強化会議の議決を経て、上部団体の強化委員会の承認を得て行う。

付 則

この規程は平成26年5月30日から施行する。

平成29年5月30日 改訂

令和3年6月1日 改訂